

特記仕様書

令和7年度 奈良市バリアフリー特定事業計画策定業務委託

第 1 章 総 則

第1条 適用

奈良市（以下「発注者」という。）が受託者（以下「受注者」という。）に委託する「令和7年度 奈良市バリアフリー特定事業計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）の履行にあたっては、本特記仕様書によるものとする。

第2条 目的

平成25年度に策定された「奈良市バリアフリー基本構想」に係る整備目標期間が到来していること、並びに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正、令和元年度に「奈良市ユニバーサルデザインマスタープラン」が策定されたこともふまえ、奈良市移動等円滑化促進協議会で令和5年度以降、数年にかけ市内全駅周辺を重点整備地区に定めることを方針として定めた。

令和6年度事業で「近鉄大和西大寺駅周辺地区」「近鉄学園前駅周辺地区」「近鉄高の原駅周辺地区」を重点整備地区と定め「奈良市バリアフリー基本構想」（以下、「基本構想」という。）を改定した。

本業務は、基本構想に基づき、特定事業計画の策定及び推進を支援することを目的として実施するものである。

第3条 対象地区

「近鉄大和西大寺駅周辺地区」「近鉄学園前駅周辺地区」「近鉄高の原駅周辺地区」

第4条 委託期間

契約日 ～ 令和8年3月31日（火）

第5条 関係法令及び条例の遵守

本業務の履行にあたっては、本仕様書及び業務委託契約書のほか、次の関係法令等に基づき実施しなければならない。

- （1）奈良市契約規則
- （2）奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例
- （3）その他関係する法令及び規定等

第6条 実施要領

受注者は、本業務の主旨及び目的を十分理解した上で、経験豊かな各種技術者を定めるとも

に適切な技術者の配置を行う。また本業務が適正でかつ円滑に行えるように発注者と常に密接な連絡を取り、その指示に従うものとする。

第7条 疑義

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、受注者は発注者に指示に従い、本業務を遂行するものとする。

第8条 貸与する資料及び使用制限

本業務にあたっては、発注者は受注者より申請があれば資料を貸与するものとする。

なお、受注者は貸与された資料が本業務上必要であつても発注者の承諾なくして複製してはならない。受注者は本業務完了後、速やかに発注者へ返納するものとする。また、受注者は貸与された資料に損傷ならびに滅失、盗難等のないように慎重に取り扱わなければならない。

第9条 関係官庁等の協議もしくは交渉

本事業について関係官公庁と協議もしくは交渉を要するとき、又は協議もしくは交渉を行った時は、遅滞なくその旨を発注者に通知し指示を受けるものとする。

第10条 秘密事項等

受注者は、本業務実施にあたり、奈良市個人情報保護条例及び下記の事項について遵守するものとする。

- ・ 受注者は、本業務の過程で知り得た秘密事項、あるいは資料などを発注者の許可なく他に公表してはならない。
- ・ 受注者は、セキュリティ対策及び個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩の無きよう徹底した管理を実施しなければならない。

第11条 損害賠償

受注者は本業務の実施に際し、自らの責に帰すべき事由によって発注者に損害を与えた場合は、契約金額を上限にその損害を賠償するものとする。

第12条 管理技術者の資格要件

管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者とする。

- (1) 技術士〔総合技術監理部門〕（建設―都市及び地方計画又は道路）
- (2) 技術士〔建設部門〕（都市及び地方計画又は道路）
- (3) R C C M〔都市計画及び地方計画又は道路〕

第13条 照査技術者の資格要件

照査技術者は、次のいずれかの資格を有する者とする。なお、管理技術者及び照査技術者は、兼任することができないものとする。

- (1) 技術士〔総合技術監理部門〕（建設―都市及び地方計画又は道路）

- (2) 技術士〔建設部門〕（都市及び地方計画又は道路）
- (3) R C C M〔都市計画及び地方計画又は道路〕

第 14 条 その他

- (1) 特記仕様書に記載無き事項については、発注者と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 「発注者」へ提出された写真、イラスト及びグラフ等については、提出以後に「発注者」が使用するにあたり、著作権・特許権等第三者の権利に留意し、支障のないものとする。

第 2 章 業 務 内 容

第 15 条 業務内容

1. 計画準備

本業務の実施にあたり、履行期間・作業内容・実施工程を含めた「業務計画書」を作成する。

2. 奈良市バリアフリー特定事業計画策定

(1) 各種計画の調査・整理

関係法令を整理するとともに、令和 6 年度事業で奈良市が改定した基本構想、その他上位関連計画の内容を整理・把握する。特に、重点整備地区における整備方針と整備メニューについて、特定事業計画を作成する準備として事業主体ごとの整備内容・整備スケジュール等の確認を行う。

また、今後連携・調整を図るための基礎資料として各事業者が取り組んでいる関連計画等を調査・整理する。

(2) 実態の把握

基本構想で整理されているバリアフリー課題について把握するとともに、各事業者が特定事業計画を作成できるよう、必要に応じて各事業者と調整を図りながら現地調査を実施し、事業を実施すべき課題箇所を整理・提示する。

(3) 整備方針案の設定

基本構想及び上記実態調査等を踏まえ、基本構想で位置づけられた整備方針をもとに、事業主体ごとの個別事業の整備方針案を設定する。

(4) 特定事業計画の作成支援

基本構想及び整備方針案に基づき、事業者ごとの特定事業計画を作成するため、各事業者用の特定事業シートを作成し、各事業者へシートの記入を依頼する。また、事業者のシートの記入を、必要に応じ調整を図りながら支援する。

なお、本シートの作成にあたっては、今後の事業進捗を確認できるよう配慮するものとする。

(5) 特定事業計画のとりまとめ

各事業者から提出のあった個別の特定事業計画を「奈良市バリアフリー特定事業計画」と

してとりまとめる。その際、各事業の概要と事業スケジュール、事業費について、関係者が一覽でチェックできる資料として「概要版－特定事業計画リスト」を作成する。

3. 協議会等資料作成・出席・支援

(1) 庁内検討委員会の運営支援

- ①「受注者」は庁内検討委員会の運営支援を行うものとする。
- ②「受注者」は、資料作成（資料は、事前配布を原則とする。）、会議の運営補助、及び会議記録の作成等を行うものとし、それに係る経費を負担する。
- ③庁内検討委員会の会議は概ね2回程度開催するものとする。

(2) 事業者の調整支援

- ①「受注者」は事業者との調整を行うものとする。
※事業者：基本構想の中で位置付けられている実施すべき特定事業等の実施主体
- ②「受注者」は事業者との調整に必要な資料及び調整した内容の記録の作成等を行うものとする。
- ③事業者との調整は必要に応じて「受注者」が主体的に実施するものとする。
また、回数については特に定めのないものとするが、詳細な特定事業計画に導くまで実施するものとする。

第16条 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、密接な打ち合わせを行い、業務方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面に記録する。打合せの回数は業務着手時、中間打合せ2回、完了時の計4回を基本とするが、必要の際は随時協議するものとする。なお、業務の着手時、完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

第 3 章 納 入 成 果 品

第17条 成果品

本業務の成果品を以下に示す。

- (1) 特定事業計画冊子（A4版・1地区40部 3地区 計120部）
- (2) 報告書（A4、キングファイル2部）
- (3) 概要版点訳資料（5部）
- (4) 電子データ（報告書、特定事業計画及び概要版の各原稿を収めたもの
CD-R、ラベル印刷） 1部
- (5) その他発注者が指示するもの